こまどり幼稚園　ピヨピヨ保育園は、

大きく育て
こころとからだ！

そんな思いを大切にするところです。

楽しいことをたくさん、できたよ！をたくさん
経験し、喜びを分かち合えるように
ひとりひとりに寄り添いながら　毎日を
過ごします。

1　事業の目的・運営方針

《目的》

こまどり幼稚園ピヨピヨ保育園（以下登園という）は、保育を必要とする幼児を受け入れ地域の子どもたちにふさわしい生活と教育の場を提供することを目的とする。

《運営方針》

家庭と密に連絡を取り保育と教育を一体的に行う。保護者に対する支援、また地域の子育て家庭への支援を行う。

【保育理念】

〇子どもの思いや性格をよくわかって保育活動を展開していきます。

〇子どもが健やかに成長するための環境を等しく確保できるよう努めます。

【保育方針】

〇生活の中で成長発達ができるように、「遊び」を中心に活動する保育を行います。

〇日々安心して過ごすことができるように、一日の流れを整えていきます。

〇子どもの力を支え支援して伸ばすように保育活動を進めていきます。

〇保育環境の安全性、衛生面に配慮し、健康な生活ができるようにします。

〇食事については、おいしく楽しく意欲的に食べられる環境づくりをします。

【保育目標】

〇遊べる子

遊びの中でこそ「学び」や「体験」ができるのです。

感覚や全身を使った遊び
手先を使った遊び
動きの基本を育てる遊び
} 大切にします。

集中して遊べる環境を提供し、遊びの体験を増やします。

〇自分でできる子

生活の中で自立への一歩を踏み出せるように、保育者はきめ細やかな生活面の

支援を行います。
それぞれの年齢に沿った基本的生活習慣の自立に向けて、個々に合わせた支援を行います。

2　事業運営主体

名称	学校法人こまどり幼稚園
所在地	埼玉県さいたま市見沼区南中丸 561
電話番号	048-683-2189
代表者名	理事長　志村　広

3　利用施設

施設の種類		事業所内保育事業 A 型（さいたま市認可）
施設の名称		こまどりピヨピヨ保育園
施設の所在地		埼玉県さいたま市見沼区南中丸 561
連絡先	電話	048-683-2189
	FAX	048-687-1458
管理者	施設長	志村　浩子
対象児童		児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満 3 歳児未満の小学校就学前児童
利用定員	地域枠	1 歳児　8　人　2 歳児　9 人
	従業員枠	1 歳児　1　人　2 歳児　1 人
法人創立年月日		昭和 44 年 4 月 1 日
開設年月日		昭和 44 年 4 月 1 日
職員への研修の実施状況		職種、経験に基づき各自の仕事レベルを高めるためにすべての職員に実施している

嘱託医	小児科	さぐち内科
	歯科	深田歯科医院

4　当園における施設・設備の概要

（1）施設

敷地	敷地面積	2364.30 ㎡
	園庭面積	2638.00 ㎡
園舎	園舎構造	鉄骨
	延べ面積	1658.13 ㎡

（2）主な設備（数）

保育室	2
トイレ	1
事務室	1

5　職員体制

施設長	1 人
保育士	8 人（常勤：　4　人、　　非常勤：　4　人）

職員の職種、及び職務の内容

職種	職務の内容
施設長	・園児の処遇計画及び市悦運営・管理の統括 ・指導計画の作成 ・行政・関係機関との連絡・調整 ・施設利用者の家庭及び地域の福祉の相談 ・職員間の勤務調整及び保育士の業務分担の監督調整
保育士	・園児の安全、衛生に関する事項

	・保育上必要な事項（児童票・保育日誌の記入） ・行事計画の作成、指導計画作成に関する事項

6　開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日		月曜日～土曜日
開園時間	月～土曜日	７時３０分～１８時３０分
保育提供時間	標準時間認定	７時３０分～１８時３０分
	短時間認定	８時３０分～１６時３０分
	延長保育 ※短時間認定児用	朝：７時３０分～８時３０分　　夕方：16 時 30 分～１８時 30 分 ※支給認定時間を超えて延長保育を利用する場合、別途料金がかかります。
休園日		日曜日、祝日、年末・年始（12/29～1/3）、その他
当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間		・保育標準時間認定、保育短時間認定に関わる保育時間はそれぞれ上記の範囲内で保育を必要とする時間となります。 ・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。 ・保育短時間認定に関わる保育提供時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育を利用する場合は別途利用者負担が必要となります。

7　施設利用の留意事項

事項	内容
登園・降園について	登園時刻　**遅くとも朝９時までに**登園してください。 降園時刻　決定した保育時間が終了するまでにお越しください。
園と保護者の連絡	心配なことわからないことはいつでも職員にお尋ねください。おたより帳で園と家庭の相互状況を連絡します。園からは、お手紙やメール等で連絡いたします。

欠席・遅刻・早退の連絡	欠席、遅刻、早退の連絡は、朝 9 時までに電話でご連絡ください。
送迎保護者	送迎を行う保護者は、必ず保護者章を付けてください。保護者以外の方のお迎えの時、送迎者が変わる場合は事前に園にご連絡ください。送迎は大人に限ります。（学生は不可）
延長保育の利用	延長保育を利用する場合は、登園時または降園時に保護者の方が延長料金をお渡しください。
土曜保育の利用方法	土曜日保育を利用する場合は以下の書類が必要です。 【土曜保育申請書】 入園時、決定した時点で提出してください。 【土曜保育利用届】 土曜保育を利用する場合提出してください。（前日提出は不可）
投薬について	原則としてお薬をお預かりすることはできません。 塗り薬、目薬などもお預かりすることはできません。
感染症の登園基準	厚生労働省の「保育所における感染症対策のガイドライン」に基づき登園の目安を把握していただき、医師に相談し登園の許可を得てから登園していただいています。
除去食・代替食	厚生労働省の「保育におけるアレルギーのガイドライン」に基づき、保護者に生活管理指導表、診断書の提出を求め、栄養士とともに代替食を進めます。負荷試験などを経て、食べられる物を増やしていくよう助言します。
予防接種について	予防接種は副作用を起こす可能性もありますので、受ける場合は、降園後にしてください。
嘱託医について	内科　佐口内科 歯科　深田歯科

〈症状別登園の目安について〉

症状	登園不可	登園可
発熱	○活気なく・機嫌悪い、そして食欲がない。 ○24 時間以内に 37.5°C以上の発熱があった。 ○24 時間以内に解熱剤を使用した。	○前日に 37.5°C以上の熱がなく、朝は、平熱で活気あり機嫌もよい。
咳	○咳のために夜間に起きる。（喘息の場合は除く） ○連続して咳き込む、呼吸がつらそう。 ○機嫌・食欲がよくない。	○連続した咳がない。 ○喘息やつらそうな呼吸がない。 ○機嫌がよく食事もとれている。
下痢	○24 時間以内に、水のような下痢がある。 ○食事時に下痢になる。	○24 時間以内に、水のような下痢がない。 ○食事をしても下痢にならない。 ○排尿回数がいつもと同じ。
嘔吐	○24 時間以内に嘔吐あり。 ○食欲や活気がない。 ○吐き気があり、いつもより体温が高め。	○24 時間以内に嘔吐がない。 ○食事をしても吐かない。 ○機嫌がよく顔色も良い。
発疹	○発疹がある。 ○口内炎で食事がとれない。 ○とびひ・・・顔など患部を覆えない、患部を掻いてしまう。	○かかりつけ医の診察を受けた結果感染の恐れなし、全身状態がよいと診断された。

●朝は一般的には、熱が下がりますので、朝の時点で普段より熱が高い場合には気をつけましょう。

●普通食が食べられるようになってから、登園しましょう。

8　緊急時における対応方法

・保育中に体調が悪くなった場合は、早めに保護者に連絡します。発熱の場合は、37.5°Cです。全症状を診て、熱が高くなくても連絡することがあります。

・病気やけがで緊急にお子さんを病院に連れていく場合は、嘱託医として予めお知らせし

た病院を受診します。保護者に連絡をし、できる限り診察に立ちあっていただきます。

9　一日の保育の流れ

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">１歳・２歳のお子様</td></tr>
<tr><td></td><td>保育短時間設定</td><td>保育標準時間設定</td></tr>
<tr><td></td><td>８：３０～１６：３０</td><td>７：３０～１８：３０</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7：30</td><td rowspan="2">延長保育（有料・希望者のみ）</td><td>登園</td></tr>
<tr><td>8：30</td><td rowspan="3">自由遊び</td></tr>
<tr><td>9：30</td><td>登園</td></tr>
<tr><td></td><td>自由遊び</td></tr>
<tr><td>11：30</td><td colspan="2">おやつ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>12：00</td><td colspan="2">給食</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14：30</td><td colspan="2">午睡（お昼寝）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">おやつ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>16：30</td><td>降園</td><td rowspan="2">自由遊び</td></tr>
<tr><td>17：00</td><td rowspan="2">延長保育（有料・希望者のみ）</td></tr>
<tr><td>18：30</td><td>降園</td></tr>
</table>

１０　給食・食物アレルギー等

給食の提供について

業者のお弁当(幼稚園児と同じ食事内容で年齢に応じて食材がカットされている)を提供。

献立表を配り、給食の情報を伝えます。

昼食・おやつ

年齢に応じ、以下の時間帯に食事を提供する。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
1 歳児	9 時３０分頃	１１時３０頃	14 時 30 分頃
2 歳児	9 時３０分頃	１１時３０頃	14 時 30 分頃

アレルギーへの対応

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、対象児の状況に応じ可能な限り対応する方針です。その際は、医師の指示書をもとに家庭、担任と給食弁当業者と密に連絡を取り合い、除去する食物を明確にし他の子の食事と間違えないよう提供します。

※除去食及び代替食及び弁当を用意します。

無理な場合また親御さんの判断で自弁にする方は、手作り弁当をご用意していただきます。

手洗い、消毒を徹底し衛生管理に努めます。

１１　午睡（ひるね）

・毎日、給食後に午睡（おひるね）をします。パジャマは、着用しません。

・午睡から覚めるとおやつの時間です。

・おふとんではなく、「コット」という簡易ベッドを園で用意します。む

・敷き用のコットンシーツを１枚、掛け用のバスタオル１枚をご用意ください。

寒くなってきたら毛布のような厚手のものをご用意ください。

１２　排泄

・紙おむつをご用意ください。

使用済みおむつはお持ち帰りいただきます。

・排泄のたびにおむつを交換します。

おむつ交換の目安　１歳児…４回　　２歳児…３回

・トイレトレーニングを保護者と相談しながら進めていきます。時期がきましたら、担任よりお知らせいたしますのでトイレトレーニングﾊﾟﾝツを用意してください。

１３　園児の保健衛生

〈保護者の方へのお願い〉

・検温してから登園し「連絡帳」に記入し、何かありましたら保育士にお伝えください。

・爪は短く切ってください。

・朝食は必ず摂ってから登園してください。

〈保育士による確認〉

・視診により顔色・体調・表情等の健康状態を確認します。

・午睡中、午睡後…午睡後に検温します。

・身体測定…毎月、身長と体重を測定し記録します。

〈内科検診〉

・毎年５月と 10 月に２回実施します。

医療機関の名称：	さぐち内科
所在地：	埼玉県さいたま市見沼区南中丸 1032-12
電話：	048-681-5666

〈歯科検診〉

・毎年５月に１回実施します。

医療機関の名称：	深田歯科
所在地：	埼玉県さいたま市見沼区南中野 4025
電話：	048-683-4025

〈病気〉

1.　登園前に体調の異変に気付いた場合

〇子どもの体調がすぐれない時には可能な限り自宅で療養してください。

〇朝自宅で検温し、体温が平熱より１℃高い場合は、登園を控えてください。

２．保育中に体調が悪くなった場合

〇保育中に体調が悪くなった場合には、緊急連絡先に連絡しますので迎えにきてください。

〇緊急時には、保育者に連絡後、救急車を呼んだり、嘱託医に相談したりするなどして対応します。

３，出席停止となる感染症

〇該当となる感染症に罹患した場合は、医師の許可がでるまで登園できません。

〇「感染症」と診断された時は、すみやかに園へ連絡してください。

〈障がい児の受け入れ体制について〉

〇障がいがわかっている場合は、入園前に保護者と話し合いをし、保育の方法を決めていきます。

〇療育手帳や障がい者手帳がある場合は必ずご提示ください。また医師の診断書等も保育方法を検討する際に参考となりますのでお手持ちの場合はご提示ください。

〇事前に伺った障がいの状態と実際の園児の状態が著しく違う（障がいが重度化している等）場合は、当園の保育士・保育体制では対応できないので入園をお断りすることがあります。

１４　保護者の費用負担について

利用者負担 （月額保育料）	地域枠でのご利用	居住する市町村が定める利用者負担額
	従業員枠でのご利用	居住する市町村が定める利用者負担額から「5，000 円/月」を減額
実費徴収	カラー帽子、おたよりノート他	
その他	延長保育料 ※保育短時間設定のお子さんのみ	7：30～8：30 16：30～18：30

【延長保育料】

保育短時間設定のお子さんの設定時間外の保育は延長料金がかかります。

平日（月曜日～金曜日）のお迎え時間	1～2歳児
7：30～8：30	150円/10分
16：30～18：30	

※値段表は、次のページに表示しています。

朝預ける時刻	金額	夕方迎えの時刻	金額
7：30～7：39	900円	16：31～16：39	150円
7：40～7：49	750円	16：40～16：49	300円
7：50～7：59	600円	16：50～16：59	450円
8：00～8：09	450円	17：00～17：09	600円
8：10～8：19	300円	17：10～17：19	750円
8：20～8：29	150円	17：20～17：29	900円
		17：30～17：39	1050円
		17：40～17：49	1200円
		17：50～17：59	1350円
		18：00～18：09	1500円
		18：10～18：19	1650円
		18：20～18：30	1800円

15　嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）内科・小児科

医療機関の名称	さぐち内科
院　　長　　名	佐口　盛人
所　　在　　地	さいたま市見沼区南中丸1032-12
電　話　番　号	048-681-5666

（2）歯科

医療機関の名称	深田歯科クリニック
医　院　長　名	深田　高史
所　　在　　地	さいたま市見沼区南中野 86-7
電　話　番　号	048-683-4025

16　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

施設名	学校法人こまどり幼稚園ピヨピヨ保育園
問い合わせ　電話	048-683-2189
苦情解決責任者	（　志村　広　　）
苦情受付担当	（　志村　浩子　）
ご利用時間	午前 9 時から午後 5 時

１７　非常災害時の対策

防火管理者	学校法人こまどり幼稚園ピヨピヨ保育園 （　　志村　広　　）
消防計画届出年月日	令和 4 年 3 月
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施
防火設備	消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	園庭、駐車場（広域避難場所→さいたま市率八幡中学校
緊急時の避難手段	電話、ホームページでの情報提供

１８　賠償責任保険

賠償責任保険の加入状況について

Chubb 損害保険に入ります。

１９　個人情報の取り扱い

〈個人情報の取り扱い方法〉

特定教育・保育提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありあせん。

２０　年間行事予定

月	行事
４月	
５月	内科健診　歯科検診
６月	じゃがいもほり
７月	プール
８月	
９月	
１０月	ミニ運動会　ハロウィン
１１月	
１２月	クリスマス会
１月	
２月	豆まき
３月	お楽しみ会
○毎月の行事　　お誕生会	

※行事内容は、変更になることもあります。

２１　保育中のけが等について

１．　　保育中のけがについて

集団の中では、十分注意をはらっていてもけがをしてしまうことがあります。

起きてしまった場合は必要に応じて（保護者にご連絡を入れて）受診にいきます。

そのようなことが起こりうることを何卒ご理解いただきたいと思います。

2．　保育中にお友だちにけがをさせてしまった場合

幼児はまだ、良いこと悪いことを判断する力がまだ十分に育っておりません。

理由もなく押したりぶったりして、それがけがにつながってしまう場合があります。

そのような時は、けがをさせてしまったお子さんの保護者にも相手の保護者に対応していただく場合もあります。

幼児はその場の状況をうまく話すことは難しいです。自分の都合の良い説明をすることもあります。保護者同士のトラブルを防ぐためにも園を中心に解決していけるように

ご協力をお願いいたします。

3．　かみつき・ひっかきについて

自分の気持ちをうまく表現できない 1～2 歳児の特徴的な行為です。保育中は十分注意していきますが、このような年齢であることもご理解ください。

おうちでも、その都度、お子様の様子をよく見て対応をお願いいたします。

２２　入園・退園について（園利用の開始及び終了に関する事項）

・当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面（重要事項説明書）により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

・園長は、当園が定める期間内に入園手続きが行われない場合は、入園許可を取り消すことがある。

・当園の利用開始にあたり当該子どもは、嘱託医による健康診断を受けるものとする。

・医療的ケア児、特別支援にかかる職員体制が調わない場合、入園を延期または取り消すことがある。

次に該当する場合には退園となることがあります。

・子ども、子育て支援法第２４条（支給認定取り消し）に該当したとき

・就労状況または保育の必要性について、虚偽の申請をし手入園したとき

・保護者が施設や職員または他の利用者に対し、重大な背信行為や迷惑行為、及び留意事項に係る禁止行為に抵触し、園の運営に重大な支障が生ずるとき

・利用者負担額の支払いが３ケ月以上遅延し、期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われないとき

・保護者間のトラブルにより園の業務等に支障を来たしたとき

・個人情報保護法に抵触する行為またはそれに準ずる行為により、当園および園児、保護者関係者に係る　誹謗中傷、迷惑行為を行ったとき

・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

※この同意書は入園決定の方にご提出いただくものです。

重要事項説明同意書　【家庭控】

当法人における保育の提供を開始するに当たり、私は、本書面に基づいて、こまどりピヨピヨ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童からみた続柄：

きりとり線

重要事項説明同意書　【提出用】

当法人における保育の提供を開始するに当たり、私は、本書面に基づいて、こまどりピヨピヨ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童からみた続柄：